

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
地方自治法 第130条第1項及び第2項	傍聴人の退場命令	議会事務局 議事総務課

1 処分基準は、次のとおりとする。

傍聴人が次の事項に違反し、これを制止する命令に従わないときは、退場を命ずることができるものとし、その処分基準は次のとおりとする。

(1) 傍聴席においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

ア 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

イ 談論し、放歌し、高笑いをする等騒ぎ立てないこと。

ウ 鉢巻又は腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

エ 帽子、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た者については、この限りでない。

オ 飲食又は喫煙をしないこと。

カ みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

キ 写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者については、この限りでない。

ク アからキに掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(2) 秘密会を開く議決があったときは、速やかに退去しなければならない。

(3) 係員の指示に従わなければならない。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。